

計画期間

令和3年度～令和12年度

奈井江町酪農近代化計画(準ずる計画)

令和3年11月

北海道 奈井江町

## 目 次

- I 酪農の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
  - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
- III 近代的な酪農経営方式の指標
  - 1 酪農経営方式
- IV 乳牛の飼養規模の拡大に関する事項
  - 1 乳牛
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置
  - 1 集送乳の合理化
- VII その他酪農の近代化を図るために必要な事項

I 酪農の近代化に関する方針

酪農の近代化計画については、策定基準を満たしていないが、奈井江町の酪農振興を図るため、市町村計画の内容に準ずる計画として策定する。

1 酪農の位置づけ

本町の農業は、農家戸数129戸、農地面積1,953haで1戸平均の経営面積15haとなっているが、そのほとんどが水田経営であり、転作の推進により田畑複合経営が主流となっている。

一方、本町の乳用牛飼育農家戸数は4戸で、総農家戸数の3.1%を占めており、そのほとんどが専業農家であり、経産牛1頭当たりの生乳生産量6,353kgとなっている。

農業粗生産額における酪農生産額は5.7%を占めており、家畜を有する農家は少数であるが、本町の農業経済に欠かすことのできない重要な部門として、より安定した生産体制の整備を推進する。

2 経営体質の強化

本町酪農の振興と経営安定を期するために、需要の動向に即した的確な計画生産を基本とし、下記の畜産クラスター事業等の活用や労働負担の軽減を推進し、経営体質の強化を図る。

3 畜産クラスター事業等の効果的な活用

地域の酪農生産基盤の強化と収益性の向上を図るためには、地域の現状や課題の分析を行う必要があり、生産者をはじめ町、農協及び関係機関等が連携し、畜産クラスター事業等を活用した取組を推進する。

4 労働負担の軽減

酪農ヘルパー組合を利用することにより、労働力の補完やゆとりの創出を行うほか、飼料調製及び堆肥調整等に係る高性能省力化機械を導入し、労働時間の削減を図る。

5 ベストパフォーマンスの実現

既存施設の利用や労働力の有効利用等を促進し、生産誘導について飼料自給率の向上や乳牛の個体改良等、資質の向上と飼養頭数の確保及び飼養管理や乳牛検定による乳用牛の資質の向上を図ることにより、1頭当たりの年間生産量8,000kgを目指す。

6 自給粗飼料の生産・利用拡大

本町の牧草地は飛び地が多いことから収穫機械等の移動など効率が悪く、また機械の老朽化も進み、効率的に適期収穫が出来ない状況である。

今後は、高性能飼料収穫調整の機械を導入し、適期作業を行うことで、牧草の反収向上及び粗飼料の増産を図る。

また、植生改善及び土壌分析を実施し、施肥設計を見直すなど、良質な粗飼料の収量向上を図るとともに、良質粗飼料の給餌により、生乳生産量の向上を図る。

7 資源循環型で環境負荷軽減に資する酪農の推進

環境に負荷をかけない資源循環型酪農の確立に向け、自給飼料生産基盤と飼養規模の調和を図りながら、自己経営農地や地域内を基本とした家畜排せつ物の循環利用を推進する。

また、家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家との連携を強化するとともに、農業生産における貴重な有機資源の活用を図るため、良質な堆肥の生産や適切な施肥管理など、堆肥の安定供給に向けた体制づくりを推進する。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
奈井江町	奈井江町全域	頭 181	頭 120	頭 115	kg 6,353	t 731	頭 181	頭 120	頭 115	kg 8,000	t 920

(注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式の指標

1 酪農経営方式  
単一経営

目指す経営の姿	経営概要						生産性指標														備考			
	経営形態	飼養形態					牛		飼料						人									
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働					経営		
生乳1kg当たり費用合計(現状平均規模との比較)	経産牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得																		
スタンション 25頭	家族	頭 25	ST	ヘルパー	分離給与	( ha) 舎飼	kg 7,500	産次 3.5	kg イネ科主体	ha 28	個別完結	ビート ハルブ	% 70	% 64	割 7.5	円(%) 82.6	hr 83.8	hr 4,000	万円 3,017	万円 2,278	万円 739	万円 369		
フリーストール 50頭	法人	頭 50	FM	ヘルパー	TMR	舎飼	kg 8,500	産次 3.5	kg イネ科主体	ha 70	個別完結	ビート ハルブ	% 70	% 64	割 7.5	円(%) 80.7	hr 53.8	hr 5,000	万円 6,246	万円 5,023	万円 1,223	万円 408		

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。  
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。  
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

IV 乳牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
奈井江町	現在	戸 129	戸 4 ( )	% 3	頭 181	頭 120	頭 45
	目標	129	4 ( )	3	181	120	45

(注) 「飼養農家戸数」欄の ( ) には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

担い手の高齢化や後継者不足から地域活性力の低下が懸念されているが、粗飼料調整等の作業について、高性能機械を導入し労働力を削減する。この余剰が出た労働力を、飼養管理に充てることで、乳検情報の効率的な活用等の飼養管理技術の高度化を図る。またヘルパー等を活用した作業の外部化、労働力低減を通じた省力化を図ります。

② ①を実現するための地域連携の取組

畜産クラスター事業等を活用し、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化します。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標 (令和12年度)
飼料自給率	乳用牛	70%	70%
飼料作物の作付延べ面積		348 ha	348 ha

2 具体的措置

① 粗飼料基盤強化のための取組

畜産クラスター等の事業を活用し、高性能飼料収穫調整の機械を導入し、適期作業を行うことで、牧草の反収向上及び粗飼料の増産を図る。また、植生改善及び土壌分析を実施し、施肥設計を見直すなど、良質な粗飼料の収量向上を図る。

② 輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

海外から輸入する配合飼料価格の高騰などの様々な情勢変化の影響を緩和するため、耕種農家と連携し、飼料用米や子実用とうもろこし等の濃厚飼料の生産・利用を推進します。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

農業協同組合及び指定生乳生産団体、それぞれが主体となって行う生乳流通の安定とコスト低減を図るため、関係団体と連携しながら、生産性乳量に対応した輸送体制等を維持していきます。

VII その他酪農の近代化を図るために必要な事項

【事項番号④ 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進】

家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家との連携をはじめ、良質な堆肥の精算や適切な施肥管理による農地への還元を推進します。

【事項番号⑤ 国産飼料基盤の強化】

現在、粗飼料における自給はほぼ100%となっているが、機械の老朽化や労働力不足などの理由により、計画的な草地更新や肥培管理が不十分となっている。良質飼料の確保のため、畜産クラスター事業等の活用で機械等の導入を行い労働負担の軽減を図り、草地更新等により安定的な飼料生産体制を推進します。

【事項番号⑨ 家畜衛生対策の充実・強化】

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病の侵入防止に向けて、家畜や施設等の消毒の徹底や部外者の立入制限など農場段階における自主的な衛生管理の強化を推進するとともに、畜産農家や家畜自衛防疫組合などの関係機関・団体と一体となって侵入防止対策に万全を期します。